平成２２年（フ）第７６号
長野県飯田市座光寺4804番地５
債務者　足立　博之
１　決定年月日時　平成22年12月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第９１号
長野県飯田市東新町１丁目62
債務者　原　　初美（旧姓竹村）
１　決定年月日時　平成22年12月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第１０８８号
兵庫県尼崎市東塚口町１丁目14番３―702号
債務者　瀧口八寿子
１　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３２４号
佐賀県佐賀市大財５丁目８番60号
債務者　伊佐　仁志
１　決定年月日時　平成22年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４９号
福岡県久留米市宮ノ陣４丁目12番25号
債務者　笠　　宏之
１　決定年月日時　平成22年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２１号
佐賀県三養基郡みやき町大字簑原5424番地６
債務者　國﨑　正一
１　決定年月日時　平成22年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２２号
佐賀県三養基郡みやき町大字簑原5424番地６
債務者　國﨑　奈津
１　決定年月日時　平成22年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４３０号
佐賀県小城市三日月町堀江452番地２
債務者　陣内　英次
１　決定年月日時　平成22年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９１号
宮崎県日向市梶木町２丁目16番地
債務者　日髙　直樹
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２９２号
宮崎県延岡市昭和町３丁目1730番地６
債務者　福原昭二九
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第３６号
沖縄県石垣市字宮良1055番地52　県営住宅宮良団地１号棟303号
債務者　宮良　永文
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第３７号
沖縄県石垣市字石垣436番地２
債務者　本橋　伸恵
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第５５８号
秋田県南秋田郡井川町北川尻字下田面八十刈69番地８　かいどう団地107号
債務者　松岡　　心
１　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５５９号
秋田県南秋田郡井川町北川尻字下田面八十刈69番地８　かいどう団地107号
債務者　松岡　朋美
１　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５９８号
秋田県南秋田郡井川町大麦字沖田125番地１
債務者　工藤　和博
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６００号
秋田市御野場７丁目１番15―305号
債務者　近藤　美華
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６０４号
秋田市御野場３丁目11番２号
債務者　畠山　里子
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６０５号
秋田市広面字家ノ下95番地２　コーポクドウ１号
債務者　後藤　鐘三
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部